

訪問看護サービス契約書(医療保険)

_____(以下、「利用者」といいます)と株式会社ドットライン(以下、「事業者」といいます)は、事業者が利用者に対して行う訪問看護サービスについて、次のとおり契約します。

○ 第1条(契約の目的)

事業者は、医療保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者の療養生活の支援と診療の補助を行い、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、対象となる訪問看護サービスを提供します。

○ 第2条(契約期間)

- 1 この契約の契約期間は____年 月 日から利用者の終了の意思表示をされるまでの期間とします。ただし、第9条に定める契約の終了行為があった場合は、その定める日までとします。
- 2 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

○ 第3条(個別サービス計画)

事業者は、主治医の指示書、利用者の日常生活の状況及びその意思を踏まえ、利用者のサービスの目標及び目標を達成するための具体的サービス内容等を記載した「個別サービス計画」として「訪問看護計画書」等を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。

○ 第4条(主治医との関係)

1. 事業者は、訪問看護サービスの提供を開始する際には、主治医の指示を文書で受けとります。
2. 事業者は、主治医に「訪問看護計画書」及び「訪問看護報告書」を提出し、主治医との密接な連携を図ります。

○ 第5条(サービスの提供の記録)

- 1 事業者は、サービス内容を訪問看護記録書に記入し、控えを求められた際は利用者に交付します。
- 2 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後5年間保管します。
- 3 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第2項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 4 利用者は、当該利用者に関する第2項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。(ただしコピー1枚につき20円の実費負担をいただきます)

○ 第6条(支払い方法)

利用者は下記の支払方法からいずれかひとつを選択し、当月1日から末日までの合計額をその選択した方法にて利用者負担金等の料金を支払います。

①銀行口座引き落とし

事業者は翌月の27日に利用者の口座から自動引き落としをします。引き落としの手数料は事業者が負担します。

②郵便貯金口座振込み

利用者は当月の料金の合計金額を翌月末日までに、下記の口座に振り込み送金して支払います。振り込み手数料は利用者が負担します。

郵便貯金口座(口座番号 00290-7-87433)

支払期日において、利用料金の支払いがなされなかった場合には、株式会社ドットラインは契約者に対して支払期日の翌日から支払い完了の日までの日数に応じて年率14.6%の割合で計算した遅延利息を合わせて請求します。

医療保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度支給限度額を超える場合を含む)には、全額自己負担となります。

○ 第7条(その他の料金)

利用者は、居宅においてサービス従業者がサービスを実施のために使用する水道、ガス、電気、電話の費用を負担します。

○ 第8条(サービスのキャンセル)

- 1 利用者は、事業者に対して、サービス提供の前日の営業日までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- 2 利用者がサービス実施日の前日の営業日までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して重要事項説明書に定める計算方法により、キャンセル料を請求することができます。

○ 第9条(契約の終了)

- 1 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間において文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- 2 次の事由に該当する場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④ 事業者が破産した場合
- 3 事業者は、利用者が法令違反その他不当行為をなし、事業者の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、当該契約の目的を達することが困難と判断したときは、利用者に対して、2週間の催告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 4 次の事由に該当する場合は、事業者は催告その他の手続を要しないで、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払われない場合
 - ② 利用者またはその家族が、事業者やサービス従業者に対して、身体・財産・名誉等を傷つけるなど、この契約を継続し難い行為を行った場合
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者が死亡した場合

○ 第10条(秘密保持)

- 1 事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。
- 3 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いませぬ。

○ 第11条(賠償責任)

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

○ 第12条(緊急時の対応)

事業者は、現に訪問看護サービスの提供を行っているときに利用者の病状の緊急事態が生じた場合は速やかに主治の医師または関係医療機関に連絡を取る等必要な措置を講じます。

○ 第13条(身分証携行義務)

サービス従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

○ 第14条(連携)

事業者は、訪問看護サービスの提供にあたり、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

○ 第15条(相談・苦情対応)

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、訪問看護サービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

○ 第16条(本契約に定めのない事項)

- 1 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、医療保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

○ 第17条(裁判管轄)

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、千葉地方裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記内容及び、別紙の重要事項説明書・その他同意書に同意し、本契約の証として2部作成。利用者、事業者が署名押印の上、1部ずつ保有するものとします。

- 訪問看護契約書
- 訪問看護重要事項説明書
- 個人情報使用同意書
- 医療保険での訪問看護サービスに係る加算同意書

上記書面の説明を受け、同意いたします。

契約締結日 年 月 日

契約者氏名

事業者

<事業者名> 株式会社ドットライン
<住所> 千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1
<代表者名> 代表取締役 垣本祐作 印

利用者

<住所>

<氏名> 印

(代理人)

<住所>

<氏名> 印 続柄()

訪問看護サービス重要事項説明書(医療保険)

< 2023年12月1日 現在 >

1. 当社が提供するサービスについての相談窓口

電話 043-215-8860(午前9時～午後6時まで)※オンコール契約者は24時間対応となります。

担当 高石 由里

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 株式会社ドットライン ドットライフ 千葉中央(訪問看護)の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	① ドットライフ 千葉中央(訪問看護)
所在地	① 千葉県千葉市中央区本町1-4-2 サガビル1階
介護保険指定番号 ・その他のサービス	事業所番号 1260191643 訪問看護・介護予防訪問看護
サービスを提供する 地域 *	千葉市・八千代市・市原市

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	業務内容	計
管理者	看護師免許	1名	一元的管理	1名
看護師	看護師免許	3名以上		3名以上

()内は男性再掲

	通常時間帯 9:00～18:00	早朝 6:00～8:00	夜間 18:00～22:00	深夜 22:00～6:00	備考
平日	○	○	○	○	
土・日・祭日	○	○	○	○	

3. サービス内容

- ① 健康状態の観察(血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察)
- ② 日常生活の看護(清潔・排泄・食事など)
- ③ 在宅リハビリテーション看護(寝たきりの予防・手足の運動など)
- ④ 療養生活や介護方法の指導
- ⑤ 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
- ⑥ カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- ⑦ 生活用具や在宅サービス利用についての相談
- ⑧ 終末期の看護

4. 利用料金

(1) 利用料金

※別紙参照

(2) 交通費

訪問毎（平日・休日）1km当たり 100円

但し、サービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

(3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。（連絡先 電話 043-215-8860）

キャンセル料金 2000円

※ただし、下記に該当する場合はキャンセル料はいただきません。

- ・利用者の急変など、緊急、やむをえない事情がある場合
- ・前日までの営業時間内にご連絡いただいた場合。

(4) その他

① お客さまの住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用はお客さまのご負担になります。

② 料金のお支払方法

利用者は下記の支払方法からいずれかひとつを選択し、当月1日から末日までの合計額をその選択した方法にて利用者負担金等の料金を支払います。

① 銀行口座引き落とし

株式会社ドットラインは翌月の27日に利用者の口座から自動引き落としをします。引き落としの手数料は株式会社ドットラインが負担します。

② 郵便貯金口座振込み

利用者は当月の料金の合計金額を翌月末日までに、下記の口座に振り込み送金して支払います。振り込み手数料は利用者が負担します。

郵便貯金口座（口座番号 00290-7-87433）

支払期日において、利用料金の支払いがなされなかった場合には、株式会社ドットラインは契約者に対して、支払い期日の翌日から支払い完了の日までの日数に応じて年率14.6%の割合で計算した遅延利息を合わせて請求します。

医療保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度支給限度額を超える場合を含む）には、全額自己負担となります。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当社職員がお伺いいたします。

個別サービス計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

② 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・お客様がお亡くなりになった場合

④ その他

- ・当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・お客様が、サービス利用料金の支払を2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族などが当社や当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6. 当社の訪問看護サービスの特徴等

(1) 運営の方針

- ・指定訪問看護の実施にあたっては、主治医の指示のもと、利用者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援します。
- ・事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(2) サービス利用のために

事項	有無	備考
担当従業員変更の可否	○	変更を希望される方はお申し出ください
男性従業員の有無	○	
従業員への研修の実施	○	年1回以上研修を実施しています
サービスマニュアルの作成	○	
その他		

7. 緊急時の対応方法

緊急時対応時間： 平日 9:00～18:00 ※オンコール契約者は24時間対応となります。

緊急時対応担当者： 高石由里 電話 043-215-8860

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、医療ソーシャルワーカー等の関係者へ連絡をいたします。

8. サービス内容に関する苦情

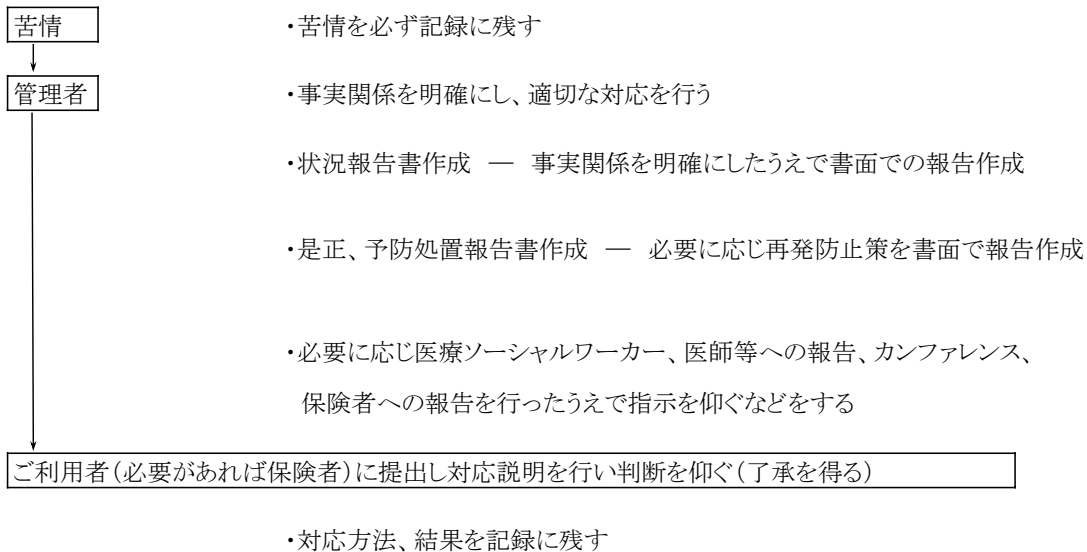
措 置 の 概 要

① 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置

当社お客様相談・苦情担当

担当 高石 由里 電話 043-215-8860
(受付時間 月～金 9:00～18:00)

② 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順



解決困難な場合には、保険者及び国保連と協議する。

③ その他参考事項

苦情の内容を記録し、サービス担当者間での苦情情報の共有化を行い苦情の再発防止を図る

苦情対応に関し「失敗の責任の追及」だけでなく、原因分析に基づき(苦情を発生させた本人だけでなく)今後の参考になる対応や再発防止策を社員に周知したり今後活かす

当社以外に苦情を伝えたい場合の、相談・苦情窓口

担当 千葉県高齢者福祉課
電話 043-223-2344

担当 千葉県国民健康保険団体連合会
電話 043-254-7318

9. 当社の概要

名称・法人種別	株式会社ドットライン
代表者役職・氏名	代表取締役 垣本祐作
本社所在地・電話番号	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1 043-307-5095
定款の目的に定めた事業	<ul style="list-style-type: none">・要支援者、高齢者、病人、身体障害者の入浴、排泄、食事 その他日常生活における介護サービスに関する業務・介護保険法に基づく居宅介護支援事業・介護保険法に基づく居宅介護サービス事業・介護保険法に基づく介護予防サービス事業・介護保険法に基づく地域密着型サービス事業・介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業・介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業・労働者派遣事業・有料職業紹介所・ベビーシッターの請負業務・その他これに付随する業務

令和 年 月 日

訪問看護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

事業者

所在地 千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1
名称 株式会社ドットライン
代表者 代表取締役 垣本祐作 印

説明者 氏名 _____

個人情報使用同意書

私およびその家族の個人情報については、以下に記載するとおり必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1. 使用する目的

居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議及び連絡調整等において必要な場合

2. 使用する事業者の範囲

利用者が提供を受けるすべてのサービス事業者、関係する行政機関等

3. 使用にあたっての条件

①情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないように細心の注意を払うこと。

②事業者は、個人情報を使用した会議、出席者、内容等について記録しておくこと。

4. 個人情報の内容（例示）

- ・ 氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況その他の一切の利用者や家族個人に関する情報。
- ・ その他の情報

5. 使用する期間

契約締結日から契約終了後5年間（書類の保管義務に準ずる）

以上

年 月 日

医療保険での訪問看護サービスに係る加算同意書

□ 特別管理加算

特別な管理を要する利用者に対して、計画的な管理を行った場合に加算されます。

特別な管理のうち重症度等が高い場合	特別な管理を要する場合
(1) 在宅悪性腫瘍患者等指導管理若しくは、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者、又は、気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者	(1) 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、又は、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者 (2) 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者 (3) 真皮を超える褥瘡の状態にある者 (4) 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

□ 24時間対応体制加算

利用者又はその家族に対して24時間連絡をできる体制にあり、必要に応じ緊急時訪問看護を行う体制にある場合1月に1回加算されます。

緊急訪問を行うとさらに緊急訪問看護加算が加算されます。

□ 24時間連絡体制加算

利用者又はその家族に対して24時間連絡をできる体制にあり、電話を受けるだけで緊急時訪問看護を行わない場合1月に1回加算されます。

□ 退院時共同指導加算

病院、診療所を退院又は介護老人保健施設を退所前に、在宅生活について、カンファレンスを行った場合、退院、退所後の初回訪問看護の際に1回（特別な場合は2回）加算されます。

□ 特別管理指導加算

退院後、特別な管理が必要な方（上記「特別管理加算」参照）に対して、退院時共同指導を行った場合に、退院時共同指導加算に追加して加算されます。

□ 退院支援指導加算

診療により、退院日当日の訪問看護が必要であると認められ訪問し療養上の指導を行った場合に加算されます。

□ ターミナルケア療養費

在宅で死亡した利用者（介護予防は対象外）について、死亡日及び死亡日前14日以内に2日（回）以上、看取りの看護を行った場合に加算されます。（ターミナルケア後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）

※死後の処置（エンゼルケア）：亡くなられた後の処置（処置材料費込み）として、ご希望の場合は、下記別料金で承ります。（全額自費と致します）

【15,000円税込み】

□ 長時間訪問看護加算

特別管理加算の対象となる利用者に対して、1時間30分の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合で、通算した時間が1時間30分以上となる時、1回の訪問看護につき加算されます。

□ 複数名訪問加算

下記のいずれかの条件を満たし、1つの事業所から同時に複数の看護師等が1人の利用者に訪問看護を行ったときに加算されます。

- 1 利用者の身体的理由により、1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
- 2 暴力行為、迷惑行為等が認められる場合
- 3 その他利用者の状況等から判断して、上記①②に準ずると認められる場合

□ 訪問看護情報提供療養費

利用者様の居住する市区町村に訪問看護の状況を示す文書を添えて、保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合に加算されます。

主に、健康教育、機能訓練、訪問指導等の保健サービスまたはホームヘルプサービス（入浴、洗濯等のサービスを含む）等の福祉サービスを有効に提供することを目的とし、市区町村が情報提供を求めているものです。

□ 緊急訪問看護加算

利用者または家族の求めに応じて、診療所または在宅療養支援病院の主治医の指示により緊急訪問を行った時に1日に1回加算されます。

□ 夜間・早朝加算、深夜加算

夜間・早朝加算：午前6時～午前8時まで、または午後6時～午後10時までサービスを提供する場合、加算されます。

深夜加算：午後10時～午前6時の間にサービスを提供する場合、加算されます。

□ 乳幼児加算（6歳未満）

6歳未満の利用者へ訪問看護を実施した場合、1日1回を上限として算定されます。

以上

年 月 日

(事業者) 株式会社ドットライン
(事業所) ドットライフ 千葉中央 (訪問看護)
(管理者) 高石 由里